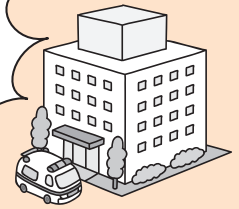


1. 病院(診療所)賠償責任保険

(医師賠償責任保険(医師特別約款)+医療施設賠償責任保険(医療施設特別約款))

団体割引
20%適用



病院(診療所)賠償責任保険の特長

- 保険料**団体割引20%を適用** 全日病厚生会の病院(診療所)賠償責任保険では団体割引20%を適用しておりますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。
- 病院・診療所を取り巻く**様々な賠償リスクに対する補償** 医療事故による損害賠償責任を補償する医師特別約款と医療施設に起因して起こりうる様々なリスクを補償する医療施設特別約款がセットされた補償となっております。
- **人格権侵害に関する補償を自動付帯** 詳細は下記「人格権侵害に関する補償」をご参照ください。
- **医療施設賠償責任において被保険者の範囲を使用入、その他業務の補助者まで補償**

病院(診療所)賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

医師賠償責任保険

被保険者または勤務医師・看護職等の被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因して、患者さんの生命・身体に障害が発生した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによる損害(損害賠償金の他、紛争の解決のために必要な弁護士報酬等の諸費用を含みます)に対して保険金をお支払いします。なお、この保険で保険金をお支払いできるのは、医療上の事故(患者さんの身体の障害)がご契約期間(保険期間)中に発見された場合に限られます。



- ① くも膜下出血の見落としにより、重度後遺障害を負った。
- ② 過去の手術に際して使用したガーゼを体内に残し、その後の経過観察時に発覚した。

医療施設賠償責任保険

記名被保険者が所有・使用・管理する病院・診療所施設の建物や設備、病院・診療所業務の遂行もしくはその結果、または記名被保険者が提供・販売した食品や商品等(以下、「生産物」といいます)に起因して患者さんや見舞い客等の第三者の身体・生命を害した場合(医療業務の遂行により患者さんに生じたものは除きます)、または財物を損壊した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによる損害(損害賠償金の他、紛争の解決のために必要な弁護士報酬等の諸費用を含みます)に対して保険金をお支払いします。なお、この保険で保険金をお支払いできるのは、他人の身体の障害または財物の損壊がご契約期間(保険期間)中に日本国内において発生した場合に限られます。



- ① 火事により、誘導ミスで逃げ遅れた入院中の患者さんがケガまたは死亡した。
- ② 看護師が医療機械を移動中見舞客にぶつかり、見舞客にケガを負わせた。
- ③ 病院内の食堂で提供した食事により、見舞客が食中毒になった。

人格権侵害に関する補償 (医療施設特別約款)

医療施設特別約款で対象としている、記名被保険者が所有・使用・管理する施設や業務の遂行もしくはその業務の結果、または生産物に関し、これらいずれかに伴う「不当な身体拘束」「口頭・文書・図画等による表示」(以下、これらを「不当行為」といいます)により、他人の自由・名誉・プライバシーの侵害(以下、「人格権侵害」といいます)が発生した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによる損害(損害賠償金の他、紛争の解決のために必要な弁護士報酬等の諸費用を含みます)に対して保険金をお支払いします。なお、この補償部分で保険金をお支払いできるのは、不当行為がご契約期間(保険期間)中に日本国内で行われた場合に限られます。また、医療行為に起因する人格権侵害については補償対象とはなりませんのでご注意ください。



病院の廊下において看護師同士が患者のプライバシーに関する情報を話していたところ、他の患者に聞こえてしまい、その事実が当該患者の知るところとなり、患者のプライバシーが侵害された。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

医師賠償責任保険

医療施設賠償責任保険

(1) 保険金の種類

- ① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費等)
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
- ② 訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③ 賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意したその他の費用
- ④ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ⑤ 協力費用

(2) 保険金のお支払い方法

P2①の損害賠償金については、その額に対してご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

P2②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

医師賠償責任保険 ・ 医療施設賠償責任保険 共通

- (1) 契約者・被保険者の故意（*1）
 - (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - (4) 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
 - (5) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任（*1）
 - (6) 排水、排気に起因する賠償責任
 - (7) 医師、看護師、薬剤師、X線技師その他被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任（労災事故）等
- （*1）医療施設賠償責任保険において、適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

医師賠償責任保険

- (1) 日本国外での医療業務による事故
- (2) 名誉き損または秘密漏洩に起因する賠償責任
- (3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- (4) 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任
- (5) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（*1）
- (6) 所定の免許を持たない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任（ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。）
- (7) 医療施設（設備を含みます）、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶、航空機等の所有、使用または管理に起因する賠償責任

医療施設賠償責任保険

- (1) 病院・診療所等医療施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
 - (2) 被保険者が故意または重大な過失により法令に反して製造・提供・販売した生産物または行った業務の結果に起因する賠償責任
 - (3) 自動車（検診車等）、原動機付自転車、航空機、医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）等の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - (4) 次の賠償責任保険（昇降機に積載した他人の財物には適用しません。）（*2）
ア. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
イ. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
 - (5) 〈人格権侵害に関する補償〉
①被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
②広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- （*2）患者さんより預かった物に対する賠償責任はお支払いの対象外です。

被保険者について

対象事故が起こった場合に保険の補償を受けることができる方を「被保険者」といいます。各保険ごとの被保険者は次のとおりです。

医師賠償責任保険：病院・診療所・介護老人保健施設の開設者（介護老人保健施設は医師賠償責任保険のみの加入となります）

医療施設賠償責任保険：(1) 記名被保険者（病院・診療所の開設者）

(2) 記名被保険者の使用人、その他記名被保険者の業務の補助者

！ ご注意

医師賠償責任保険において、勤務医師や看護職等の補助者が行った医療業務に起因して被保険者（病院・診療所の開設者・介護老人保健施設の開設者）が負担する法律上の賠償責任はこの保険の対象となりますが、**勤務医師や看護職等が個人名で賠償請求を受けた場合の個人責任部分は、この保険の対象となりません。**

病院・診療所に勤務される専門職向けに、そのような場合に備えた各種賠償責任保険をご用意しております。別冊のパンフレットがございますので、取扱代理店までお問い合わせください。（なお、後記2. 3. の特約・オプションでの包括方式も可能です。ただし、個人でのご加入に比べて補償範囲は限定されております（勤務先医療機関に関する業務以外は、対象外となりますのでご注意ください）。

なお、発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師賠償責任保険においては、勤務医師・看護師などの病院・診療所の従業員等の業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による事故である場合に限り、保険会社がこれらの方へ求償することがございます。



医療通訳サービス <自動付帯>

病院（診療所）賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者（医療施設の開設者）の方のうち、病院・診療所・介護老人保健施設を対象としてご契約いただいている方にご利用いただけるサービスです。詳しくはP.6をご参照ください。

1 電話医療通訳 インフォームドコンセント対応

普段お使いの電話機から、スピーカーフォンあるいは受話器の受け渡しでご利用いただけます。また、電話回線の契約のないタブレットやスマートフォンからもインターネット回線を通じた電話通訳の利用が可能です。

2 機械翻訳

お使いのスマートフォン・タブレットに「メディアフォンアプリ」をダウンロードすることでご利用いただけます。
※病院を対象とするご契約でのみご利用いただけます。診療所・老人保健施設の皆さまはご利用対象外です。

本サービスの特徴

- 国内最大級 **300名**の医療専門通訳者が **17言語**に対応
- 専用アプリでの**機械翻訳**も利用可能、受付・会計などの外国人対応場面を支援
- 面倒な**端末の購入・レンタルや設定などは不要**、アカウント登録後、お使いの電話回線・スマートフォン/タブレットから**即利用可能**

参考保険料（1病床あたり）							
一般病床					療養病床 （*3）	精神病床	結核病床 感染症病床
20～99床	100～199床	200～299床	300～499床	500床～			
19,698円	24,085円	32,543円	33,751円	35,017円	15,915円	1,607円	444円
16,389円	20,010円	26,991円	27,988円	29,033円	13,267円	1,520円	409円
16,204円	19,825円	26,806円	27,803円	28,848円	13,082円	1,247円	349円
14,542円	17,780円	24,022円	24,914円	25,848円	11,750円	1,191円	329円
12,888円	15,743円	21,247円	22,033円	22,857円	10,426円	1,147円	311円
12,831円	15,686円	21,190円	21,976円	22,800円	10,369円	1,064円	293円
10,987円	13,415円	18,096円	18,764円	19,465円	8,894円	1,015円	273円
9,997円	12,195円	16,434円	17,039円	17,673円	8,101円	988円	263円
2,327円	2,749円	3,563円	3,679円	3,801円	1,963円	784円	181円

（*3）介護療養型医療施設（介護療養病床）および介護医療院については、病床数（介護医療院の場合は定員数）に応じて、「一般診療所」または「療養病床」としてお引受けします。

保険料の算出について（ご参考）

割増引 <small>（団体割引以外のもの）</small> の適用対象	合計病床数が100床以上の病院
損害率による 保険料 割増引（*4）	<p>〈割増〉過去の損害率に基づき保険料割増率を決定いたします。ただし新規お申し込みの場合は、「ご質問書兼告知事項申告書」に基づき引受保険会社が個別に設定する場合がございます。（医師特別約款についてのみ）</p> <p>〈割引〉所定の過去5年間に保険金のお受け取りがない場合、医師特別約款についてのみ優良割引が適用できる場合がございます。別途、「ご質問書兼告知事項申告書」のご提出が必要となります。</p> <p>（割引は全種類（*5）の病床の保険料に適用されます。）</p> <p>（*4）割引の適用に関しては引受保険会社が個別に決定しますので別途お問い合わせください。</p> <p>（*5）全種類の病床とは一般病床、精神病床、結核・感染症病床、療養病床をいいます。</p>
損害率 算出式	<p>損害率は以下の計算式で算出いたします。</p> $\text{損害率}(\%) = \frac{\text{成績計算期間中の保険金}(*6)\text{の合計額}}{\text{成績計算期間中の保険料}(*7)\text{の合計額}} \times 100 \text{ (小数点第3位以下切り捨て)}$ <p>（*6）保険金：医師特別約款部分についてお受け取りがあった保険金（賠償金、争訟費用および訴訟付帯費用）</p> <p>（*7）保険料：医師特別約款部分についての損害率による割増引を適用する前の保険料（全病床の保険料）</p>
成績計算 期間	<p>▶▶▶▶▶</p> <p>契約年度が8年度目以降の場合は契約年度の前々年度より過去5年間で計算します。 契約年度が2年度目～7年度目の場合は別途お問い合わせください。</p> <p><例> 2024年2月1日更新の場合、2017年4月1日～2022年3月末日の5年間</p>

<割増率テーブル表（8年度目以降の契約に適用）>

過去5年間の損害率	病床数区分			
	100床～199床	200床～299床	300床～499床	500床以上
100%～120%	20%	20%	30%	30%
120%～140%	20%	30%	40%	50%
140%～160%	30%	40%	50%	60%
160%～180%	40%	50%	60%	80%
180%～200%	50%	60%	70%	90%
200%～220%	50%	70%	90%	100%
220%～240%	60%	80%	100%	120%
240%～260%	70%	90%	110%	130%
260%～280%	70%	100%	120%	150%
280%～300%	80%	110%	130%	160%
300%～	個別にお問い合わせください。			

団体割引
20%適用

支払限度額・年間参考保険料

(下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。)

<病院契約> (許可病床数 20床~)

タイプ	支払限度額				
	医師賠償責任保険 (医師特別約款) <免責金額：なし>		医療施設賠償責任保険 (医療施設特別約款) (*1) <免責金額：なし>		
	1事故につき	保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき
おすすめ 充実プラン 3K	3億円	9億円	2億円	40億円	4,000万円
2K	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円
2D	2億円	6億円	2億円	20億円	2,000万円
G	1億5,000万円	4億5,000万円	1億5,000万円	30億円	3,000万円
K	1億円	3億円	1億5,000万円	30億円	3,000万円
D	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円
C	5,000万円	1億5,000万円	1億円	20億円	2,000万円
B	3,000万円	9,000万円	1億円	20億円	2,000万円
A	100万円	300万円	1億円	20億円	2,000万円

(*1) 医療施設賠償責任保険 (医療施設特別約款) の人格権侵害補償の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次の通りです。
支払限度額は被害者1名につき1000万円、1事故につき1億円、保険期間中につき1億円、免責金額は0円

●日本医師会A①会員である個人立病院開設者の方は、Aタイプのみにご加入いただけます。

<診療所契約> (許可病床数 無床~19床)

タイプ	支払限度額					参考保険料 (診療所1施設あたり)	
	医師賠償責任保険 (医師特別約款) <免責金額：なし>		医療施設賠償責任保険 (医療施設特別約款) (*2) <免責金額：なし>			一般診療所 (無床)	一般診療所 (有床)
	1事故につき	保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき		
おすすめ 充実プラン 3L	3億円	9億円	2億円	40億円	4,000万円	99,550円	142,660円
2L	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円	80,820円	117,630円
H	1億5,000万円	4億5,000万円	1億5,000万円	30億円	3,000万円	71,680円	105,330円
L	1億円	3億円	1億5,000万円	15億円	3,000万円	62,400円	92,890円
F	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円	61,870円	92,360円
M	5,000万円	1億5,000万円	1億円	2億円	1,000万円	44,080円	78,680円
E	100万円	300万円	1億円	2億円	1,000万円	6,890円	6,890円

(*2) 医療施設賠償責任保険 (医療施設特別約款) の人格権侵害補償の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次の通りです。
支払限度額は被害者1名につき1000万円、1事故につき1億円、保険期間中につき1億円、免責金額は0円

●日本医師会A①会員である個人立診療所開設者の方は、Eタイプのみにご加入いただけます。

⚠️ ご注意

- 病床数は許可病床数です (稼働病床数ではありません)。
- 過去の事故歴や保険金請求等によって、上記保険料が割増となる場合がございます。(新規：一般病床数100床以上、もしくは更新：合計病床数100床以上の場合)。詳細につきましてはお問い合わせください。
- 新規加入の場合は「ご質問書兼告知事項申告書」の提出が必要になる場合がございます。
- 介護老人保健施設につきましては、医師賠償責任保険のみの加入となります。医療施設賠償責任保険はご加入いただけませんのでご注意ください。支払限度額も上記と異なります。勤務医師包括担保特約、医療従事者包括賠償責任保険も付帯できません。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- なお、施設の使用・所有・管理等に起因する賠償責任については、介護サービス事業者賠償責任保険にて補償されますので、お問い合わせください。
- 上記の保険料は概算です。引受に関しては、過去の損害率とリスク管理状況等を勘案して引受保険会社が個別に決定します。ご加入を希望される場合は別途お問い合わせください。
- 新たに介護医療院を開設した場合は、定員数に応じて、診療所または病院として新規ご加入のお手続きが必要となります。

医療通訳サービスのご案内

(病院(診療所)賠償責任保険に自動付帯)

ムンテラ・インフォームド
コンセントにも対応

サービス内容

1 電話医療通訳

電話を通じて医療専門通訳者が診察室における外国人患者との会話や受付・会計等の会話を通訳します。

対応言語	17言語
対応時間	8:30-24:00・365日
ご利用可能期間	保険期間中
ご利用可能回数	保険期間を通じて20コールまで

- 英語
- 中国語
- 韓国語
- ベトナム語
- タイ語
- スペイン語
- ポルトガル語
- ロシア語
- フランス語
- ヒンディー語
- モンゴル語
- インドネシア語
- ネパール語
- ベルシア語
- ミャンマー語
- タガログ語
- 広東語

録音データを最大3年間保管します。

2 機械翻訳

お使いのスマートフォン・タブレットにて、「メディフォンアプリ」を利用して、機械翻訳をします。翻訳履歴はアプリ内閲覧が可能です。

対応言語	17言語
対応時間	24時間・365日
ご利用可能期間	保険期間中
ご利用可能回数	回数制限なし

- 英語
- 中国語
- 韓国語
- ベトナム語
- タイ語
- スペイン語
- ポルトガル語
- ロシア語
- フランス語
- ヒンディー語
- モンゴル語
- インドネシア語
- ネパール語
- ベルシア語
- ミャンマー語
- タガログ語
- 広東語

音声認識・音声読み上げ機能があります。

ご利用いただける場面 (イメージ)

来院・受付



電話翻訳

機械翻訳

診察・検査



電話翻訳

機械翻訳(*)

ムンテラ・インフォームドコンセントにも対応

会計



電話翻訳

機械翻訳

(*) 診察室や検査室等で重要なご説明をされる際は、より正確にお伝えできるよう、機械翻訳ではなく電話医療通訳をご使用ください。

ご利用いただくメリット

多言語コミュニケーション支援

必要な時にすぐ使える・繋がる通訳機能が、外国人患者との円滑なコミュニケーションを支援します。

外国人対応にかかる業務負担軽減

来院から診察、会計までの一連の外国人対応場面をカバーし、現場担当者の業務負担を軽減します。

医療トラブルリスク低減・回避

医療専門通訳の活用で患者の理解や同意取得を支援し、医療従事者の医療トラブルリスクを低減します。

サービスのご利用方法

1 PC・スマートフォン・タブレットから、メディフォン株式会社の申込フォームにアクセス

右記QRコードまたはURLから、申込フォームにアクセスします。
URL : https://mediphone.jp/forms/tmnf_ishibaiseiki.html

2 アカウント登録の実施

証券番号・保険期間・電話番号等、必要な情報を入力し、アカウント登録をします。
※アカウント登録は、「医療施設ごと」に行います。

3 機械翻訳用の「メディフォンアプリ」をダウンロード (病院のみ対象)

※iPhone/iPadの場合はApp Storeから、Androidスマートフォン/タブレットの場合はPlayストアからダウンロードします。

4 ご利用の準備完了です！

※本サービスは保険期間中のみご利用いただけます。病院(診療所)賠償責任保険の更新の際は、ご登録いただいたメールアドレスに別途ご案内するWebフォームにて証券番号・保険期間を再登録していただくことで、継続してご利用いただけます。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

<ご利用にあたっての注意点>

1. 本サービスは、病院(診療所)賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者(医療施設の開設者)の方のうち、病院・診療所・老人保健施設を対象としてご契約いただいている方のみご利用いただけるサービスです。
2. 本サービスのうち機械翻訳については、病院を対象としてご契約いただいている被保険者の方のみご利用いただけます。診療所および老人保健施設を対象としてご契約いただいている被保険者の方はご利用いただけません。
3. 本サービスのうち電話医療通訳については、医療施設ごとに、保険期間を通じて20コールを限度としてご利用いただけます。
4. 本サービスのご利用に際しては、本ご案内裏面に記載の「アカウント登録用QRコード」から、提携会社(メディフォン株式会社)が運営するホームページの申込フォームにアクセスし、利用規約に同意いただいたうえで、アカウント登録を行う必要があります。
5. 本サービスは、メディフォン株式会社により提供するサービスであり、東京海上日動が提供するものではありません。サービスのご利用またはアカウント登録時に記載される情報のご使用等によって発生した損害に関して、東京海上日動は一切責任を負いません。
6. 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

ご加入方法について

病院総合補償制度ご加入方法

(経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT除く)

ご加入申込の締切 (締切日必着)

本制度は保険契約期間が2024年2月1日午後4時から2025年2月1日午後4時までの1年間の契約となっております。

※保険契約期間の途中でご加入される場合の補償期間、締切等は下表の通りとなります。

	申込みの締切	保険始期日	保険満期日	保険料の支払期日
新規・更新	2023年 12月8日 (金)	2024年2月1日 午後4時	2025年2月1日 午後4時	取扱代理店または 引受保険会社にご確認ください
中途加入	各月10日 (10日が土・日・祝日の場合は 前営業日となります)	申込締切日の 翌月1日		

■ 締切日までに必ず手続きください。手続きは加入依頼書の受付および保険料の入金の確認をもって完了します。手続きが締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意ください。

■ 病院(診療所)賠償責任保険(産業医等活動保険オプション付帯)で口座振替の場合の引去日は、2024年2月13日(火)となります。分割払の場合、以降毎月12日(土日祝日の場合はその翌営業日)

■ 2024年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なりますので取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

加入方法

■ それぞれ専用の加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。

■ 保険料は、下記団体口座までお振込ください。締切に間に合わなかった場合は、ご加入が遅れることとなりますのでご注意ください。

団体取りまとめ窓口(加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。)

〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 一般社団法人 全日病厚生会

振込先(団体口座)

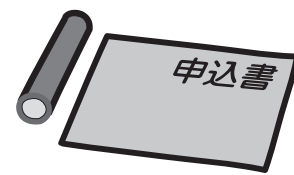
(ご注意)振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。

三菱UFJ銀行 神保町(ジンボウチョウ)支店

普通 0660161

(口座名義)全日病厚生会(ゼンニチビョウコウセイカイ)

更新時お振込の際には加入依頼書記載の営業店・代理店コードを必ず入力してください。



経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT ご加入方法

経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTは他の商品ラインナップとは異なる加入方法となります。詳しくは、別途専用パンフレットをご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<お問い合わせ先>

取扱幹事代理店

株式会社 全日病福祉センター

〒101-0064

東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

TEL: 03-5283-8066

FAX: 03-5283-8077

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)